(別紙 様式)

「島根県県有地等における放置自動車の処理に関する条例(案)」に関する意見

平成29年 月 H

島根県総務部管財課公有財産グループ宛て

住 所 〒690-8501 松江市殿町1

FAX 0852-22-6037

メールアドレス kanzai@pref. shimane. lg. jp

※ 郵便、FAX、電子メールのいずれかの方法で送付してください。

住 所	〒		
氏 名※		電話番号	
メールアドレス			

島根県県有地等における放置自動車の処理に関する条例(案)に関し、以下のとおり意見を提出 します。

意見の内容				
▼ □□(∀□) → □□±1. → □□ → □□ → □□	「即域に対針」して対するよう	ロ版はと述ると相目ローフがとい		

[※] 法人の場合は、名称及び代表者氏名を記入してください。